

職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

#### 新潟県人事委員会規則第12-96号

職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則（規則第12-46号）の一部を次のように改正する。

第14条中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第6号様式中「氏名㊟」を「氏名（署名）」に改める。

別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第8号様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。